

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

愛媛県 最低賃金  
令和2年  
10月3日から  
[時間額]  
**793円**  
3円UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する相談窓口  
<http://www.ehime-kyosei.jp/> (Info) (089-935-5205)

最低賃金に関するお問い合わせ先  
愛媛労働局または各管区の労働基準監督署へ

愛媛労働局ホームページアドレス  
<https://www.ehime-kyosei.jp/ehime-motokyo/>

中小企業  
労働者の  
賃上げを  
助成金

賃上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。

働き方改革推進支援資金  
日本経済団体連合会では、事業所の賃上げを促進するために、働き方改革推進支援資金を創設しています。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
厚生労働省

## 最低賃金改正のお知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「**愛媛県最低賃金**」を改正し、10月3日から施行することとなりました。
- この決定により、10月3日以降として労働者に支払う賃金は、1時間**793円**以上としなければなりません。
- 次の点についてご注意ください。
  - ・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
  - ・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

□ 詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局賃金室 (電話 089-935-5205)  
松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250)  
新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151)

今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560)  
八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750)  
宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655)